

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第2期・防災公園） 実施方針の概要

1 特定事業の選定に関する事項 P1～P9

（1）事業目的

- ・県では、大規模災害時に、全国からの救出救助部隊や緊急支援物資等を円滑に受け入れ、被災地や避難所へ迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」の整備を進めることとした。
- ・このうち、第2期として防災公園の整備・運営を行うに当たり、事業者のノウハウや技術力等を最大限に活用することを目的としてPFIを導入することとし、施設の設計・建設と運営・維持管理を一体に行うことにより、政策目標の実現、サービス水準の向上、及びライフサイクルコストの削減を実現するとともに、再生可能エネルギーの導入等により、カーボンニュートラルへの対応やSDGs（持続可能な開発目標）を達成するものとします。

（2）事業方式

PFI法に基づくBTO方式（サービス購入型）・一部工事県直接発注

- ・事業者が自らの提案をもとに防災公園の設計、建設（屋内運動施設及び公園管理事務所に限る）を行った後、県に施設の所有権を移転し、特定事業契約書に示される内容の運営、維持管理及び任意事業を行う方式（BTO(Build Transfer Operate)方式）により実施する。

（3）対象施設

防災公園施設

（4）事業範囲（①～⑦は特定事業）

- ①統括マネジメント業務（統括管理業務、総務・経理業務、コストマネジメント業務）
- ②設計及び建設業務（建設業務は屋内運動施設及び公園管理事務所に限る）
- ③開園準備業務（利用規約案策定業務、運営・維持管理業務の準備業務、災害時等対応マニュアル作成業務等）
- ④運営業務（受付・予約管理・問い合わせ対応業務、利用料金の収受及び還付業務、スポーツ等各種イベントやその他の運営業務等）
- ⑤維持管理業務（建築物保守管理業務、公園保守管理業務、設備保守管理業務、什器・備品保守管理業務等）
- ⑥県が行う業務との調整・協力
- ⑦豊山町が行う業務との調整・協力
- ⑧任意事業

図表 1 本事業の運営主体の概要

対象施設		平常運用時		拠点運用時	
		県	事業者	県	事業者
防災公園	屋内運動施設・公園管理事務所		○	○	※1、2
	多目的広場(1)、(2)		○	○	
	芝生広場・イベントゾーン等		○	○	
	駐車場		○	○	

※1) 拠点運用時の初動点検については、計画地内の建築物、公園施設、設備、外構施設を対象とします。また、事業者は、建物被害の発生を確認した場合は、速やかに県への報告を行い、県の指示により、応急復旧対応を行います。詳細については、入札説明書等公表時において示します。

※2) 拠点運用時の維持管理業務については、計画地内の建築物、公園施設、設備、外構施設を対象とし、事業者は、原則維持管理業務を継続することとします。また、可能な範囲で県の指示のもと、障害物撤去及び放置車両への所有者への移動要請等、運営の支援を行います。詳細については、入札説明書等公表時において示します。

(5) 事業期間

設計・建設期間：2026年7月から2029年9月まで（3年3ヶ月）

運営・維持管理期間：2029年10月から2049年9月まで（20年）

(6) 事業者の収入及び費用に関する事項

ア サービス購入料

- ・ 県は、特定事業を行う対価として、サービス購入料を支払う。
- ・ サービス購入料全体の上限額は約73億円を想定している。

a 設計・建設費に係るサービス購入料

- ・ 県は、本事業における設計・建設費等（開園準備費含む。）相当額（以下、「設計・建設費等」という。）として、特定事業契約書に定めるところにより事業者に対して支払う。
- ・ 整備対象施設のうち、屋内運動施設及び公園管理事務所以外の施設の建設業務は、造園・土木工事として県が予算を確保したうえで別途直接発注するため、当該造園・土木工事費については、設計・建設費に係るサービス購入料には含まれない。

b 運営・維持管理に係るサービス購入料

- ・ 県は、本事業における運営・維持管理費等相当額として、毎四半期に、特定事業契約書に定める額について、特定事業契約に定める手続に従い支払う。
- ・ 光熱水費については、サービス購入料に含めるものとする。

イ 任意事業

- ・ 事業者が自らの責任及び費用負担において、特定事業に連携した業務を実施できることを想定。

2 事業者の募集及び選定に関する事項 P10～P19

(1) 事業者の募集及び選定方法

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 3 項に基づく、総合評価一般競争入札方式を採用する（本事業はW T O 政府調達協定の対象事業である。）。

(2) 選定の手順及びスケジュール

年月（予定）	内容
2025 年 7 月	入札公告、入札説明書等の公表
2025 年 7 月	入札説明書等に関する説明会、質問の受付
2025 年 8 月	入札説明書等に関する質問回答の公表
2025 年 8 月	参加表明書の受付、参加資格の確認
2025 年 9 月	資格審査結果の通知
2025 年 9 月・10 月	入札説明書等に関する個別対話（1 回目） 入札説明書等に関する個別対話（2 回目）
2025 年 11 月	個別対話に関する回答の公表
2025 年 12 月	事業提案書の締め切り
2026 年 2 月	落札者の決定及び公表
2026 年 4 月	基本協定の締結
2026 年 5 月	事業者との特定事業仮契約の締結
2026 年 7 月	事業者との特定事業契約の締結

(3) 応募者等の参加・資格要件

- ・応募企業又は応募グループの構成員及び協力企業は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、所定の参加要件を満たすものとする。
- ・応募企業、応募グループの各構成員又は協力企業は、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力企業として参加できないものとする。
- ・応募者は、参加表明書において、本事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社の企業名及び携わる業務を明記するものとする。
- ・応募グループで申し込む場合は、参加表明書の提出時に代表企業を定めるとともに明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うものとする。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項 P20～P21

(1) リスク分担の考え方

- ・対象施設の設計、建設（屋内運動施設及び公園管理事務所に限る）、運営及び維持管理上の責任は、原則として事業者が負う。
ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負う。

(2) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

- ・ 県は、事業者が特定事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準が達成されているかを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するため、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。
- ・ 県は、モニタリングを行う上で意見を取り入れるため、豊山町と会議体を設置し、必要に応じ事業者の出席を求めることができる。

4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項 P22~P24

(1) 立地条件に関する事項 (図表2 計画地の立地条件等の概要 参照)

- ・ 計画地は「豊山町青山地区」に位置する約 11.6ha の民有地、小牧市有地及び豊山町有地である。
- ・ 民有地は県が 2022 年度後半から用地取得に着手し、2025 年度内に契約完了、2026 年度内に県への引渡し完了を目指している。

(2) 対象施設の建設及び運営・維持管理に関する事項

- ・ 本事業の対象施設等の詳細については、入札説明書等公表時において示す。

(3) 土地に関する事項

- ・ 特定事業契約締結後、県は用地引渡しに関する計画、事業者は設計・建設に関する計画を定め、県による用地取得等の進捗に応じて、事業者はあらかじめ特定事業契約書に定めた計画の調整の枠組みに従い、2029 年度上半期完成に向けて業務を遂行する。

(4) 関係法令に関する事項

- ・ 本事業の対象施設を建設するに当たり、必要な許可手続き等については、事業者が自らの責任と負担で行うことを想定しており、詳細については、入札説明書等公表時において示す。

【図表2 計画地の立地条件等の概要】

項目	概要	位置図
所在地	豊山町大字青山神明周辺	
面積	計画地敷地面積： 約 11.6ha (約 116,000 m ²)	
用途地域	指定なし (市街化調整区域)	
容積率/ 建蔽率	200%/60%	